

岐阜県告示第二百九十五号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第四項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定したので、同条第十項の規定により告示する。

令和八年六月一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

一 特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
境川	左岸 各務原市那加東野町二丁目五八番地先 右岸 各務原市那加東野町二丁目二一番地先	長良川への合流点
新荒田川	左岸 各務原市那加岩地町一丁目二番一 地先 右岸 各務原市那加岩地町一丁目一番地先	境川への合流点
岩戸川	左岸 岐阜市塩町二丁目一番二地先 右岸 岐阜市塩町一丁目二〇番二地先	新荒田川への合流点
岩地川	左岸 岐阜市日野南六丁目四番一〇地先 右岸 岐阜市日野南六丁目一三八番地先	境川への合流点

二 特定都市河川流域

次の図面の赤線で囲まれた区域

（「次の図面」は省略し、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）